

ぼれぼれ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設するぼれぼれ四条大路訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護・介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ぼれぼれ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 奈良市四条大路二丁目 860-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護・介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 看護師 2名以上
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供に当たる。
- (3) 事務職員（兼務） 1名
必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし必要に応じ時間外も営業する。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護・介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による処置

(訪問看護の利用料等)

- 第7条 指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護・介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護・介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は奈良市、大和郡山市、生駒市、木津川市、精華町、天理市、桜井市、橿原市、大和高田市、（一部除外地あり）の区域とする。
- 2 第8条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問看護・介護予防訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。

(緊急時における対処方法)

- 第9条 看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(苦情解決)

- 第10条 提供した訪問看護・介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待の防止)

- 第11条
- 1 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 3 事業所は、サービス提供中に、従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修（採用後3ヶ月以内に終了）
- (2) 継続研修 年12回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ひまわりの会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月13日から施行する。

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。